

昇降機 の定期報告の提出先が 令和8年4月1日から変わります。

☑ 提出先

一般財団法人 長野県建築住宅センター

☑ 提出方法

電子申請^{※1} (郵送も可)^{※2}

※1 電子申請の場合は、事前に利用者登録が必要となります。

詳しくは、一般財団法人長野県建築住宅センターのHPよりご確認ください。

※2 郵送の場合は、封筒に「定期報告書在中」と明記してください。

☑ 提出書類

電子申請の場合 ①報告書PDFデータ ②概要書PDFデータ

紙申請の場合 ①報告書1部 ②概要書1部 ③返信用封筒

(持参・郵送)

返信用封筒は、切手貼付・宛名明記・適切なサイズとしてください。

提出方法変更に伴い、昇降機についてのみ事務取扱方法を変更します。

(長野県と同様とします。)

詳細は、次のページでご案内します。

問い合わせ先 (定期報告制度について)

松本市役所建設部建築指導課指導審査担当
〒390-8620 長野県松本市丸の内3番7号(本庁舎4F)

☎ 0263-34-3255 FAX 0263-33-2939

💻 kentiku-s@city.matsumoto.lg.jp

問い合わせ先 (昇降機提出方法について)

一般社団法人長野県建築住宅センター
〒380-0813 長野市大字鶴賀緑町1605番地14
高見澤ダイヤモンドビル9F

☎ 026-219-2310 FAX 026-219-2315

💻 nj-honsho@n-jutaku.or.jp

令和8年4月1日からの

昇降機定期報告の事務取扱いについて

昇降機の定期報告に関しては、令和8年4月1日から（一財）長野県建築住宅センターへ受付業務を委託することに伴い、事務の取扱いを長野県に準じて以下のとおり、変更します。

1 提出基準月について

対象物件ごとの「基準月」を定め、その末日までにご提出をお願いします。

「基準月」は、原則、前回報告月（令和7年度以前）とします。初回報告の場合は、検査済証の発行月とします。以降、各年度の報告が早く報告された場合又は、遅く報告された場合であっても基準月の変更はありません。

2 定期検査報告済証の交付について

報告書の提出がされ、内容が適正に確認された場合、これまでの松本市受付受理印に替わり、定期検査報告済証の交付により報告受理とします。

ただし、調査又は検査の結果「要是正の指摘あり」の項目があり、それが「既存不適格」ではない場合は、「是正計画書」（様式第2号）又は「是正報告書」（様式第3号）の提出があるまでは、定期検査報告済証を交付しないこととします。（要是正の内容が軽微と認められるものも除きます。）

※要是正の内容は、あらかじめ所有者又は管理者へ伝えた上、定期検査報告書を提出してください。

※上記に該当する要是正に対して建築指導課からは、原則、報告業者に連絡を取らせていただきます。

3 報告書への記載内容等について

報告書の指摘の概要には要是正（既存不適格を除く。）のみ記載

報告書第一面から第三面それぞれの【指摘の概要】には、既存不適格を除いた要是正に対する指摘の概要を記載してください。既存不適格についての指摘は、検査結果表の最後の欄「特記事項」に漏れなく記載してください。

検査結果表には全ての検査項目に漏れなく検査結果を記載してください。非該当の検査項目については、斜線等で非該当であることを示してください。

4 法人の代表者に変更があった場合（変更届出の代替）

所有者及び管理者が法人であり代表者に変更があった場合は、その旨（旧代表者名・変更日）第二面の備考欄に記載することで、所有者等変更届出の提出を不要とします。※管理組合も法人とみなします。